

第3部 第6期出雲市障がい福祉計画

第1章 基本的事項

1. 前計画の進捗と評価

本市では、平成30年(2018)3月に、「第5期出雲市障がい福祉計画」及び「第1期出雲市障がい児福祉計画」(計画期間:平成30年度(2018)~令和2年度(2020))を策定し、障がい者が住みたいと思う地域での生活の実現、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた支援体制や環境の整備に努めました。

障がい者福祉施策は、子育て、保育、教育、医療、労働、生活環境など幅広い分野にわたるため、関係機関との連携を図り、サービス調整会議や専門部会等において、障がい者やその家族が地域で充実した生活を営むことができるよう、ニーズ把握や課題を抽出するなど、課題解決に取り組みました。また、福祉サービスの質の確保を図るため、定期的にサービス提供事業者を対象として説明会や研修会等を開催しました。

なお、目標値を設定した事業等については、毎年、施策推進協議会に実施状況等を報告し、事業の進捗状況について審議しました。

2. 基本方針

(1) 自己決定権の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するためには、障がい者の自己決定権を尊重し、その意思決定の支援に配慮していく必要があります。

そのためには、障がい者が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を利用しつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、多様な活動に参加できる体制を整備し、その個性や能力を発揮できるまちづくりを進めていきます。

(2) 必要なサービス提供体制の整備

障がい者が、地域で暮らす環境の整備をしていくことが必要です。

障がい者の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現をめざします。

地域での生活を支える福祉サービスについて、必要な時に誰もが利用できるように周知を図ります。

また、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保と併せ、それを担う人材を確保するための取組を進めます。

3. サービス見込量等設定の考え方

各種サービスの見込量等の設定にあたっては、国の示す「障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAマニュアル」に準じて、本市における障がい福祉の動向を総合的に勘案した見込量の設定を行いました。

また、障がい福祉サービス等の計画目標は、過去5年の実績を基に変化率の平均を用いて算出していますが、サービスごとに検証し、国や県・市の施策の動向や障がい者やサービス事業者等へのアンケートによる利用意向、事業所の受入体制を参考に見込量を算出しました。

第2章 具体的な施策と成果目標

1. 地域における生活の維持及び継続の推進

障がい者が地域の一員として安心して自立した生活を送るために、地域生活への移行や親元からの自立等の支援が課題となっており、一人暮らしやグループホームの体験、緊急時の受入と対応を行う体制の整備が求められています。

国の指針においては、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活を希望する障がい者が、障がい者支援施設や病院から退所・退院して地域での暮らしを継続することができるよう、様々な支援を切れ目なく提供する「地域生活支援拠点」を整備することとされています。

本市では、地域の実情に応じた創意工夫により、5つの機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を組み合わせた地域生活支援拠点を1か所整備しました。

(1) 地域生活支援拠点の機能の充実

① 整備に向けたこれまでの取組

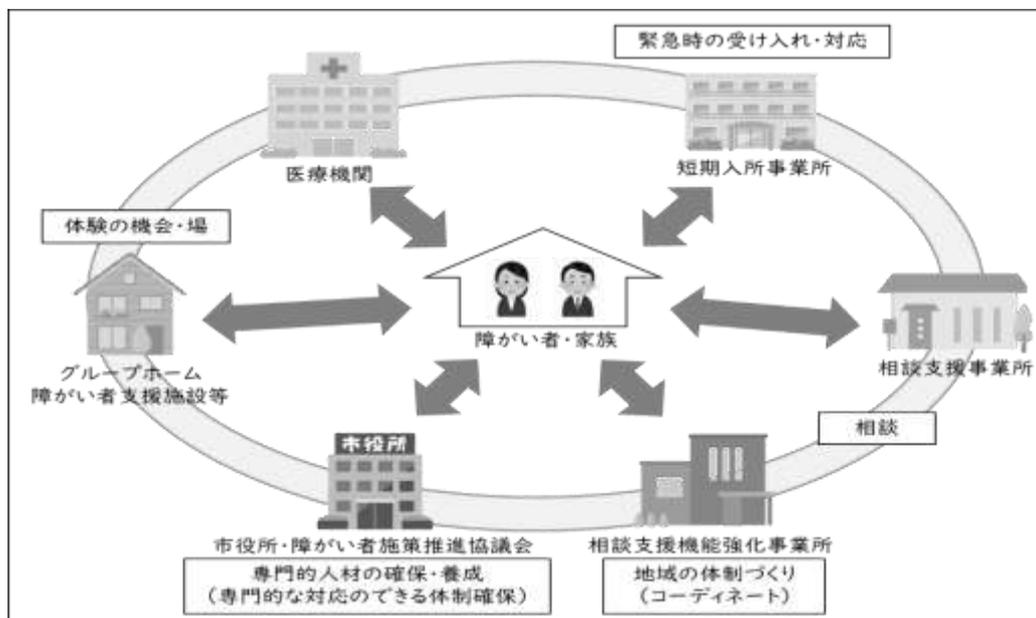
平成30年度（2018）、本市では9か所の委託相談支援事業所の管理者及び島根県障がい者相談支援アドバイザーを中心に、地域生活支援拠点プロジェクトチームを立ちあげました。

本市の実情から、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型の体制を構築することについて施策推進協議会で決定しました。

「出雲らしい」地域生活支援拠点とするため、相談支援専門員や障がい福祉サービス利用者に対し、アンケート調査を実施し、特に必要と思われる「緊急時の受け入れと対応」「体験の機会と場の確保」の仕組みづくりを以下のとおり早期に行うこととしました。

また、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」については、現在、施策協議会等の関係組織や相談支援事業所を中心に取り組んでおり、今後も更なる支援体制の強化や連携を図ります。

【地域生活支援拠点のイメージ】



② 「緊急時の受け入れと対応」、「体験の機会と場の確保」の仕組みづくり

「緊急時の受け入れと対応」

- ・ 緊急短期入所の実施

相談支援専門員やコーディネーターが短期入所事業所の利用調整を行い、一時的に入所します。

- ・ 今後の利用に向けた調整

緊急短期入所利用中に、相談支援専門員が利用者の意向を確認し、関係者と退所後の生活の検討・調整を行います。

- ・ 利用される方の負担や不安を軽減するため、登録制とし事業所の体験や見学を行い、緊急時に備えます。

「体験の機会と場の確保」

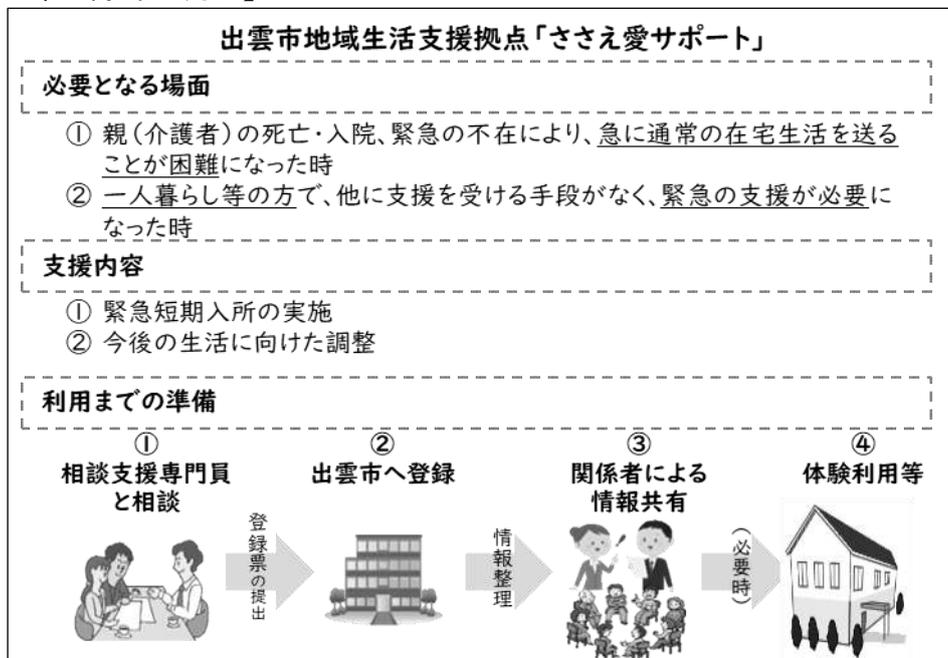
- ・ 施設等に入所している障がい者や一人暮らしを希望する者に、宿泊体験の場を提供し、地域で自立した生活を送るための体制を整えます。

成果目標①「地域生活支援拠点等の整備」

※国の成果目標：各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運用状況を検証、検討

項目・内容	目標	説明
拠点の整備箇所数	1か所	令和3年度に1か所を運用開始
運用状況の検証・検討	2回/年	施策推進協議会において検証・検討

【緊急短期入所の利用の流れ】



(2) 入所等からの地域移行に向けての体制確保

- 地域移行支援事業、自立生活援助事業により、施設入所をしている障がい者が地域において生活するための支援を行います。
- 共同生活援助事業(グループホーム)において、共同生活の支援を行うとともに、住居入居等支援事業により、一般住宅への入居の支援も行います。

成果目標②「施設入所者の地域移行に向けての体制確保」

■施設入所者数

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減

項目・内容	目標	説明
施設入所者の削減人数	5人 (1.7%)	令和元年度の施設利用者数 (A) 300人
		令和5年度の施設利用者数(見込) (B) 295人
		差引減少見込数(A-B)

■地域生活移行者数

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行

項目・内容	目標	説明
地域生活移行者数	18人 (6%)	令和元年度の施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 令和元年度の施設利用者数300人×6%

2. 福祉施設から一般就労への移行

障がい者が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加を進めるためには、障がい福祉サービス等の提供体制を整備するとともに、福祉施設における就労支援や定着支援を強化する必要があります。

(1) 一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進

- 「障害者雇用促進法」等の周知を図り、事業所に向けて障がい者雇用に対する意識啓発を図っていきます。
- 就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等のサービスにより、一人ひとりに合った就労支援を行っていきます。
- 「就労支援ネットワーク会議」を中心として、企業も含めた関係機関の協働のもと、働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方の提供、働く場所の確保、賃金・工賃の向上に向けて取組を進めていきます。
- 「障がい者優先調達法」に基づき、毎年「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定し、物品やサービスの調達に際しては、障がい者就労施設等から優先的に購入等を図るよう努めていきます。

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

■一般就労移行者数

※国の成果目標（令和5年度の目標）：令和元年度実績の1.27倍以上

項目・内容	目標	説明
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	38人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数30人×1.27

■就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の1.30倍以上

項目・内容	目標	説明
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	17人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数13人×1.30

■就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の概ね1.26倍以上

項目・内容	目標	説明
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	3人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数2人×1.26

■就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):令和元年度実績の概ね1.23倍以上

項目・内容	目標	説明
令和5年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数	18人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数15人×1.23

(2) 就労定着支援事業の利用促進

- 就労定着支援事業は、企業等の事業主、障がい福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整等を行うために平成30年度(2018)に創設されました。
- 「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」や就労移行支援事業所との調整・連携を推進し、企業等に就職し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者を支援する事業所の体制を整えます。

成果目標③「福祉施設から一般就労への移行等」

■就労定着支援事業の利用者数

※国の成果目標(令和5年度の目標):就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

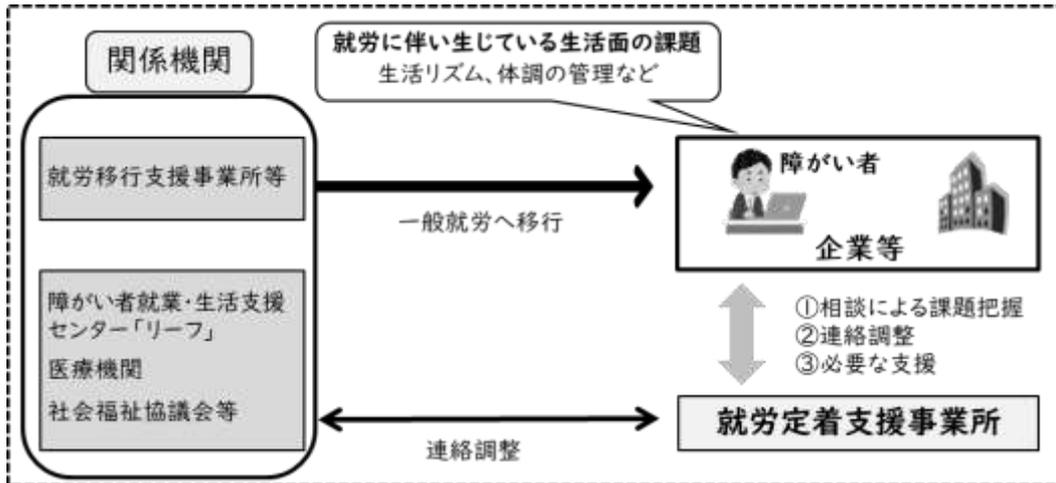
項目・内容	目標	説明
令和3年度から令和5年度の間就労定着支援事業を利用する者のうち、令和5年度に就労定着支援事業を利用する者の数	55人	令和3年度から令和5年度までに就労系事業所を退所し、一般就労する者の数 78人×0.7

■就労定着支援事業所の就労定着率

※国の成果目標(令和5年度の目標):就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

項目・内容	目標	説明
就労定着支援事業所のうち、令和5年度に就労定着率が8割以上の事業所数	4事業所	就労定着支援事業所 5事業所×0.7

【就労定着支援の仕組み】



(3) 農福連携の更なる推進と理解促進等

- 平成30年度(2018)に島根県障がい者就労事業振興センターが実施した「島根県農福連携実態調査」によれば、農福連携を実践している事業所と利用者は、ともに県内の圏域で最も多く、事業所は18事業所(県全体で64事業所)、利用者は214人(県全体で816人)となっています。利用者は、様々な作業を体験することで、やりがいを感じ、社会性の向上や生活リズムが整うなど、今後一般就労するうえで必要な能力の習得につながっています。「出雲圏域農福連携推進事業協議会」が実施する研修会や連絡会での事例についての情報提供を農家や事業所へ行うなど、就労につながるよう努めます。

3. 共生社会の実現に向けた取組

誰もが住み慣れた地域で生きがいや役割を持ち、尊厳を持って生きていくためには、支援が必要な人を地域全体で支える共生社会の実現が望まれます。地域住民が主体的に地域づくりを行うための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保とともに、包括的な支援体制の構築に取り組む必要があります。

(1) 障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

- 「障がい者虐待防止センター」において、虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人からの届出を受けて、障がい者及び養護者に対しての相談や支援を行います。また、障がい者福祉施設従事者による虐待と判断した場合は、施設に対して虐待防止のための体制整備や、職員研修の徹底の指導を行い、再発防止を図ります。
- 「障がい者虐待防止センター」を中心として、関係機関との連携体制を強化し、重層的な権利擁護、虐待防止体制を構築します。
- 医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所などの関係機関と協力・連携を図り、虐待防止体制を構築します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 市民や事業者が障がいへの理解を深め、障がい者への差別を解消していくための取組を市が率先して行います。(具体的な取組については、25ページに記載)

(3) 地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援

- 障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指し、施策推進協議会・サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行っていきます。
- 精神障がい者を地域で支えるために、出雲保健所と連携して、課題の整理や仕組みづくりを行います。長期入院患者の地域移行を進めるために、入院早期からの地域と医療の連携の強化や医療機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所等で検討を行います。また、地域住民に対して、精神障がいについての正しい理解に向けた普及啓発に取り組みます。
- アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症に関して、心と体の相談センターや出雲保健所と連携したケース支援や理解促進を図るための普及啓発を行っていきます。

【出雲圏域精神障がい者支援における主な課題】

- 入院早期からの地域と医療の連携強化
- 居住先確保に向けた検討
- 介護関係者との顔の見える関係づくり
- 相談窓口機関の役割分担の明確化・共有
- 精神障がいについての正しい理解に向けた普及啓発の強化

活動指標^{※24}: 保健、医療及び福祉関係者による協議の場

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数（施策推進協議会、専門部会等）	7回	7回	7回
関係者の参加者数（関係者の実数）	40人	40人	40人
目標設定および評価の実施回数 （施策推進協議会で実施）	1回	1回	1回

活動指標: 各サービス利用者のうち精神障がい者の年間利用者数

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	10人	11人	12人
地域定着支援	63人	65人	67人
共同生活援助	57人	61人	63人
自立生活援助	6人	7人	9人

※24 活動指標

国の基本方針によりサービスの提供体制確保のための「成果目標」が定められており、成果目標を達成するために、各都道府県あるいは市町村において定めることとされている、年度ごとの具体的なサービス提供量などの目標。

(4) 発達障がい者等支援の一層の充実

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者の支援は法律の改正等もあり充実しつつありますが、特に発達障がいや高次脳機能障がいについては相談件数も増加し、相談内容も複雑化しているため今後も支援の一層の充実が必要です。

- 発達障がい者への理解や支援は広がってきていますが、保護者の早期の気づきと乳幼児からのライフステージに沿った継続的な支援がより一層求められています。「島根県東部発達障害者支援センター『ウィッシュ』」及び各関係機関、関係各課と連携し支援を行います。
- 発達障がい者に対して適切な対応を行うため、関係機関と連携して発達障がい者等の家族等に対するペアレントプログラムやペアレントトレーニング^{※25}などの支援体制の充実を図ります。
- 発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。
- 高次脳機能障がいは、認知機能のリハビリにより時間をかけて回復することが分かっています。研修会等の積極的な発信やパンフレットの配布等により高次脳機能障がいの理解を深めるために継続して啓発していきます。また高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議^{※26}に参加し、地域の関係機関・団体等とのネットワークの充実を図りながら、体制整備に努めます。
- 難病患者に対しては、島根県を中心に、難病対策地域協議会の開催、訪問相談、患者家族会の自主活動支援等が行われています。本市では、難病対策地域協議会への参画、家族のつどい、巡回相談等の周知を行うほか、今後も医療機関をはじめ、出雲保健所やしまね難病相談支援センター等と連携を図り、必要な障がい福祉サービスの利用に向け支援を行います。

(5) 多文化共生社会の実現に向けた取組

- 近年外国人住民が増加傾向にあります。それに伴い、外国人住民の障がい者手帳の所持者数や福祉サービスの利用件数も増加してきました。国籍や言語の違いにかかわらず、必要な支援が受けられるよう、パンフレット等の多言語化や、やさしい日本語の活用など、多文化共生社会の実現に向けた取組を行います。

※25 ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング

ペアレントプログラムは、子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にした簡易的なプログラム。

ペアレントトレーニングは、保護者や養育者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学ぶ方法。

※26 高次脳機能障がい者支援パワーネットワーク会議

高次脳機能障がい者への適切な支援を、関係機関や関係団体等が連携を図りながら円滑に提供できるよう、地域でのネットワークづくり推進のために島根県が実施する「島根県高次脳機能障がい者支援事業」のうちの1つ。県の各圏域相談支援拠点において実施されている。

4. 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえた支援が大切です。障がい者が文化芸術に親しみ、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会を確保するとともに、視覚障がい者等の読書環境の整備を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る必要があります。

(1) 障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備 推進

(文化芸術活動・スポーツ活動の推進については、30ページに記載)

- 令和元年(2019)6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)や令和2年(2020)7月に策定された国の基本計画の方針に基づき、市立図書館においては、オーディオブックや拡大図書など視覚障がい者等が利用しやすい書籍を揃え、読書環境の整備に努めます。また、島根ライトハウスライブラリーや島根県立図書館等と連携しつつ、アクセシブルな書籍等の利用促進を図ります。



5. 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。また、相談支援事業所等は、障がい者及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。そのため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けて取り組みます。

(1) 相談支援体制の充実・強化等

地域において相談しやすい体制づくりを行うとともに、相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言等に対応出来る相談支援機能強化事業所を中心に相談支援の強化を図ります。

- 相談支援専門員が中心となり、地域に点在する関係機関、関係者がチームを組み、多くの人の協働による支援体制により、地域生活を支える体制づくりに取り組んでいきます。
- 施策推進協議会のサービス調整会議や専門部会において、相談体制及び質の向上について検討し、支援体制の強化につなげます。



成果目標④「相談支援体制の充実・強化等」

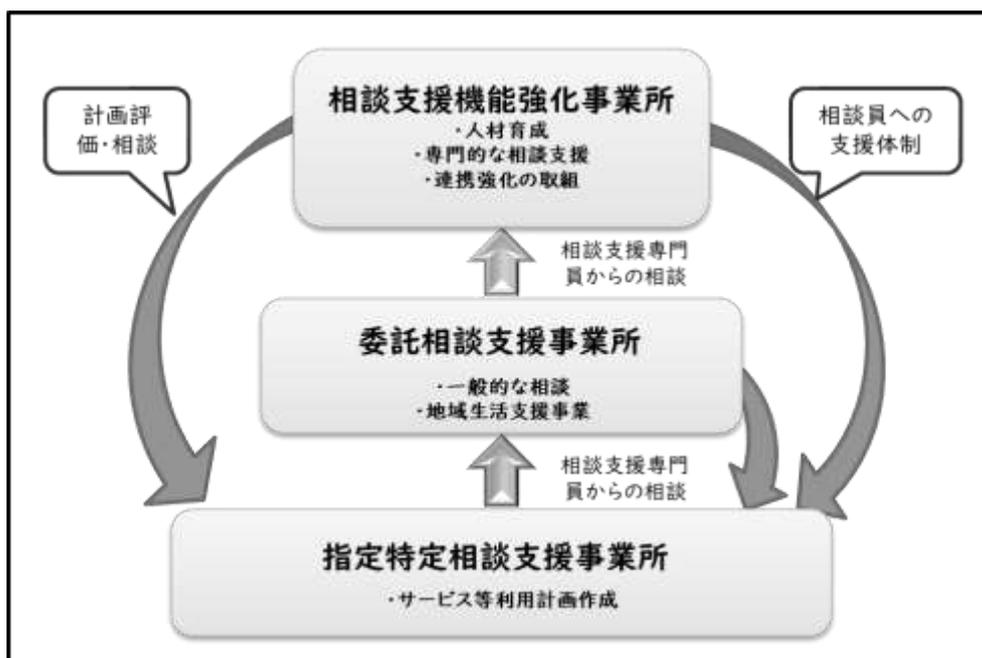
※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに各市町村又は各圏域において実施体制を確保

項目・内容	目標	説明
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制の強化に向けた取組	実施	相談支援機能強化事業所を中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域相談支援体制を強化する。

活動指標：相談支援体制の充実・強化のための取組

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	28件	28件	28件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	8件	8件	8件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回

【相談支援専門員の連携体制】



6. 障がい福祉サービス等の質の向上

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが求められています。

また、障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保にあわせそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

(1) 障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上

サービス調整会議において、事例検討や研修会を行い、サービスの公平な利用とサービス等利用計画の質の向上を図ります。

- サービス調整会議、ネットワーク会議、専門部会において、関係機関・事業者間での情報共有・交換を図るとともに、研修会を開催することにより、サービスの質の向上を図ります。
- 市が行う集団指導や、県と合同による事業所実地指導を実施し、引き続き適正なサービスが提供されるよう意識の啓発に努めます。

成果目標⑤「障がい福祉サービス等の質の向上」

※国の成果目標（令和5年度末の目標）：令和5年度末までに県及び市町村において取組を実施する体制を構築

項目・内容	目標	説明
障がい福祉サービス等の質の向上	実施	専門部会において検討を進め、体制の強化を図る。

活動指標：障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

項目・内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込	9人	9人	9人
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（体制の有無）	有	有	有
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有（実施回数）	1回	1回	1回

(2) 障がい福祉人材の確保

- 各事業所のサービス管理責任者や若手職員に専門部会のワーキンググループに参加してもらう等、人材育成の機会を設けていきます。
- 「島根県福祉・介護人材確保協議会」において実施される、人材の確保対策事業や広報等の情報を把握し、関係機関等への情報提供を行います。
- 島根県福祉人材センター、市内事業所との連携・情報共有を図り、障がい福祉を支える人材確保への支援を行っていきます。

(3) サービス給付の適正化

- 公平な障がい福祉サービス利用に資するため、障がい支援区分の認定に関わる審査委員が定期的に研修を受講することにより、適正な審査に努めます。
- 公平で正確に認定調査を行う必要があるため、認定調査員の研修を実施します。
- 年に1回以上、サービス提供事業者を対象として説明会を開催し、制度改正や請求審査に伴う改善事項の周知を徹底し、適正なサービスが提供されるよう取り組みます。
- 市職員は、県が実施する虐待防止研修や障がい者支援区分認定調査員研修等に率先して出席し、サービス提供事業者等との情報共有や適正な事務処理に努めます。
- 毎月、自立支援審査支払システムにより給付内容の審査を行い、適正な支援が提供されるようサービス提供事業者に対し指導を行います。

第3章 各種サービスの第5期計画達成状況と計画

1. 障がい福祉サービスの達成状況と目標

(1) 訪問系(居宅介護等)

① 居宅介護等

【事業内容】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

居宅介護等には、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援、同行援護も含まれます。

【達成状況及び計画目標】

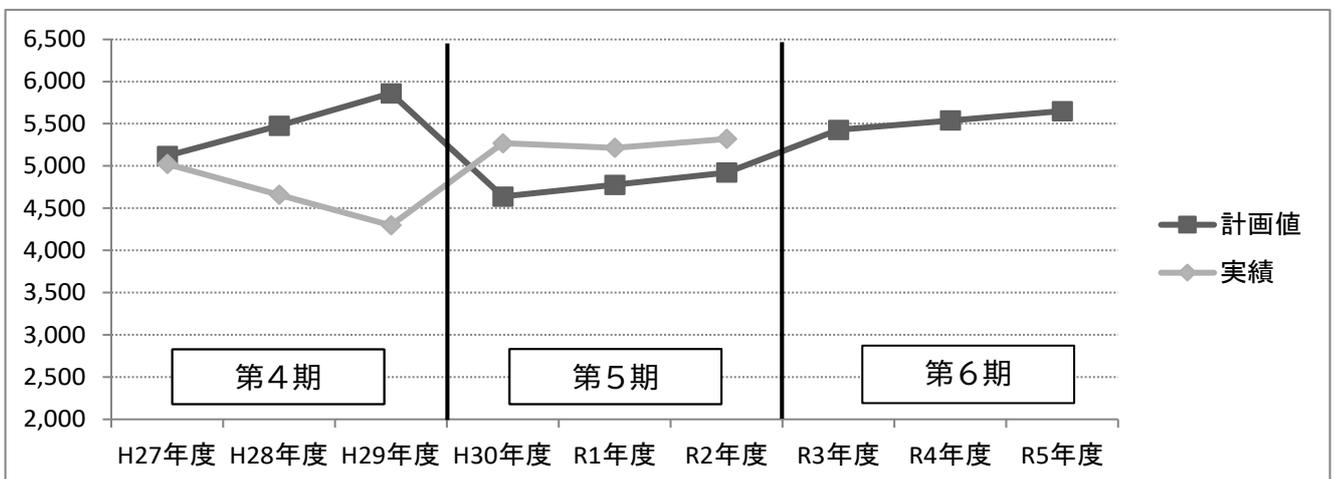
第5期中の実績は、ほぼ横ばいですが、計画値を上回っています。

第6期においては、障がい者と介護者の高齢化や難病の方など、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者が増加しており、ゆるやかな利用増を見込みます。

一方で、サービス提供事業所の職員が不足している状況であり、サービス提供体制の確保が求められます。

単位：時間/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	5,119	5,477	5,860	4,638	4,777	4,921	5,428	5,538	5,650
実績	5,023	4,658	4,298	5,269	5,215	5,321			
対前年伸び率	107%	93%	92%	123%	99%				
年間利用者数	339	357	347	352	357	362	367	372	377



(2) 日中活動系（生活介護、自立訓練等、就労移行、就労継続支援、就労定着支援）

① 生活介護

【事業内容】

地域や入所施設で、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者（障がい支援区分3以上（50歳以上は障がい支援区分2以上））に対し、主に昼間に入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供その他の身体的機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。

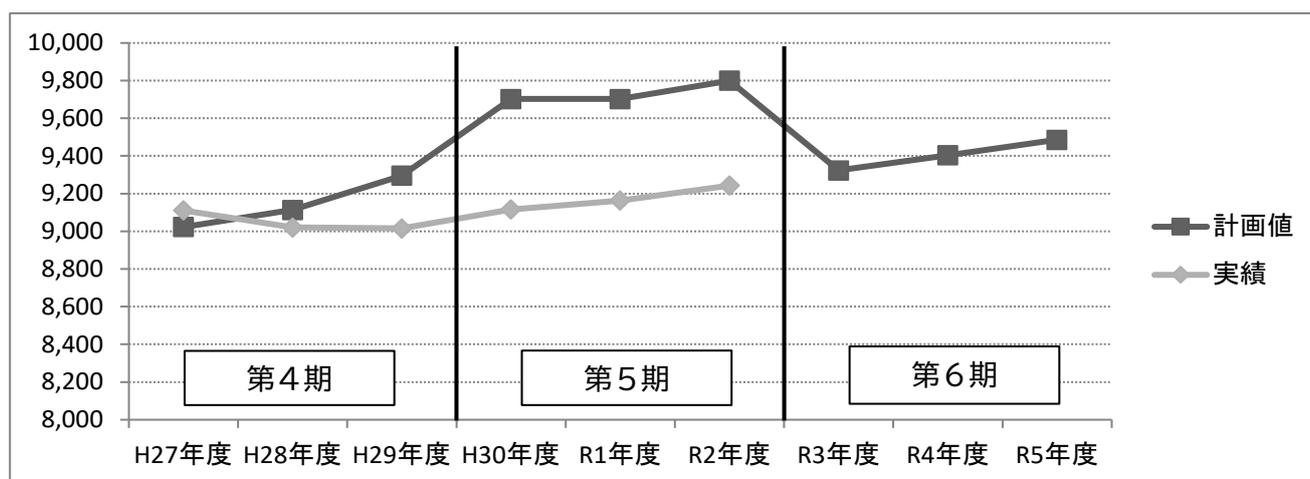
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張に伴う利用の増や新規の施設入所が少なかったため、計画値を下回っていますが、障がい者本人や介護者の高齢化により、やや増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績及び事業拡張も見込まれていることから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	9,023	9,113	9,295	9,702	9,702	9,799	9,323	9,404	9,486
実績	9,111	9,020	9,015	9,116	9,163	9,243			
対前年伸び率	104%	99%	100%	101%	101%				
年間利用者数	531	515	522	522	520	522	524	526	528



② 自立訓練(機能訓練)

【事業内容】

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な身体障がい者や難病等対象者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること、または居宅を訪問することにより理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言等必要な支援を行います。

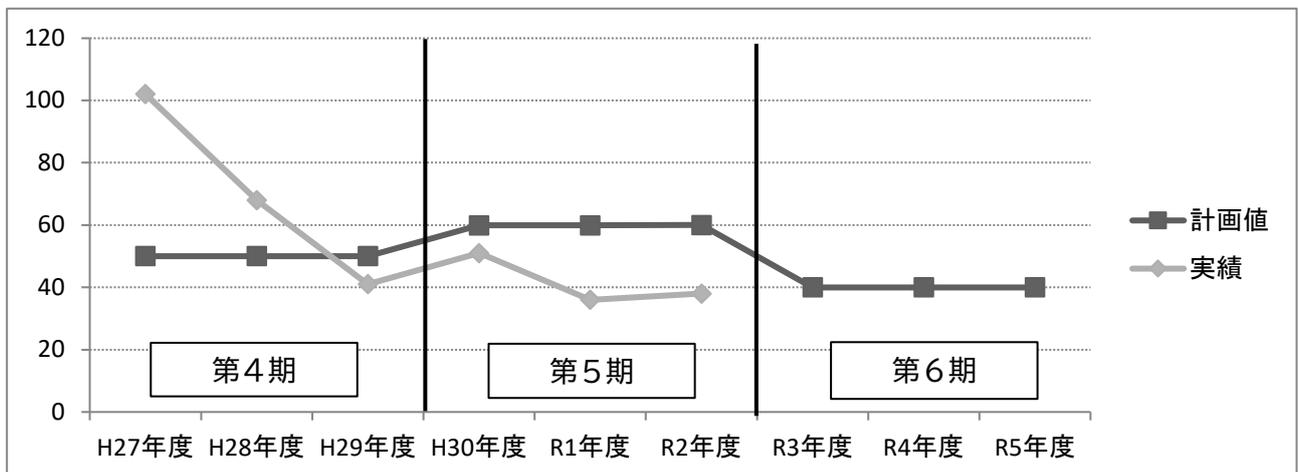
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、新規利用者が少なかったことから、計画値を下回っています。

第6期においては、市内のサービス提供事業所は1か所で、利用期限(原則1年6か月間)もあることから、利用は横ばいになると見込みます。

単位:人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	50	50	50	60	60	60	40	40	40
実績	102	68	41	51	36	38			
対前年伸び率	200%	66%	60%	124%	71%				
年間利用者数	7	10	9	10	8	8	8	8	8



③ 自立訓練(生活訓練)

【事業内容】

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が、障がい者支援施設や障がい福祉サービス事業所に通所すること等により入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言等を行います。

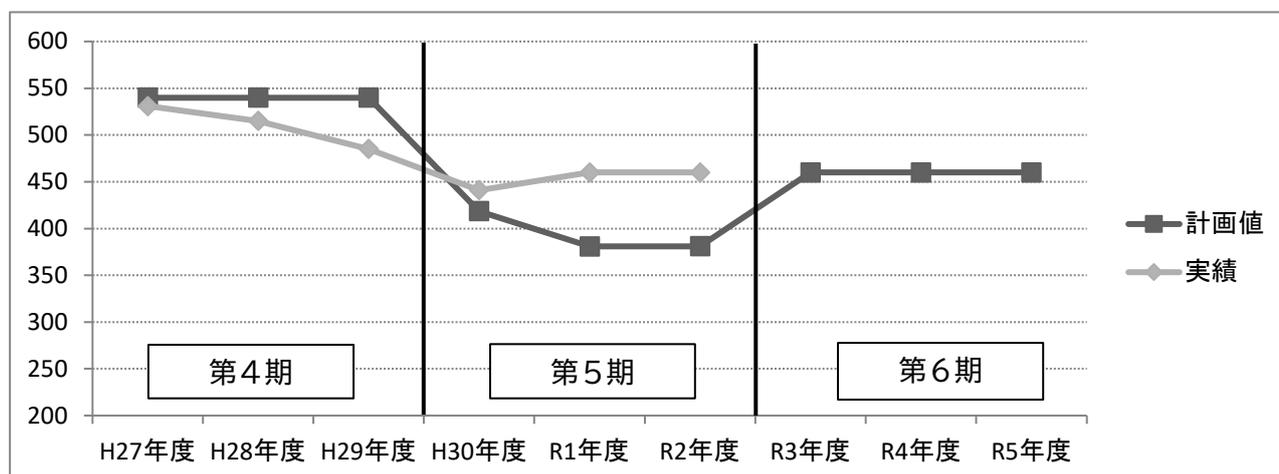
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業拡張により計画値を上回っています。

第6期においては、近年の実績に加えて、利用期限(原則2年間)があることから、利用は横ばいになると見込みます。

単位:人日/月

年度	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	540	540	540	418	381	381	460	460	460
実績	531	515	485	441	460	460			
対前年伸び率	110%	97%	94%	91%	104%				
年間利用者数	46	43	46	56	51	52	52	52	52



④ 就労移行支援

【事業内容】

就労を希望し、単独での就労が困難で就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用が見込まれる者に生産活動、職場体験等の活動の機会の提供や、そのために必要な訓練、求職活動支援、職場開拓、就職後に必要な支援を行います。利用期限は、原則2年間です。

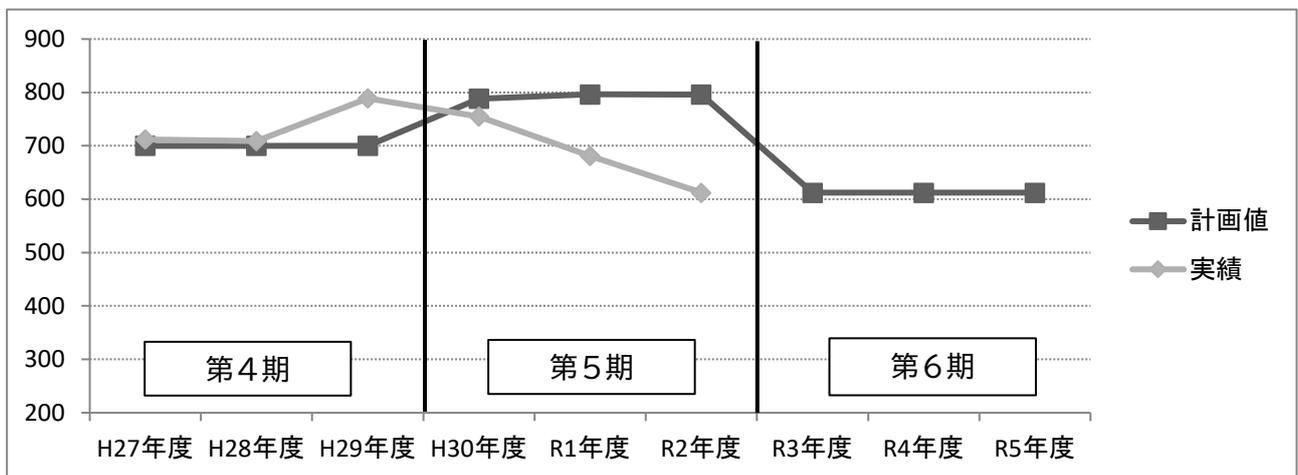
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、事業廃止があったことから、計画値を下回り、減少傾向にあります。

第6期においては、就労アセスメント実施のニーズがあるため、減少傾向には歯止めがかかり、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	700	700	700	788	796	796	612	612	612
実績	712	709	789	755	681	612			
対前年伸び率	104%	100%	111%	96%	90%				
年間利用者数	80	87	93	86	77	69	69	69	69



⑤ 就労継続支援 A 型

【事業内容】

企業等に就労することが困難な障がい者のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者に対し、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために、必要な訓練等の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

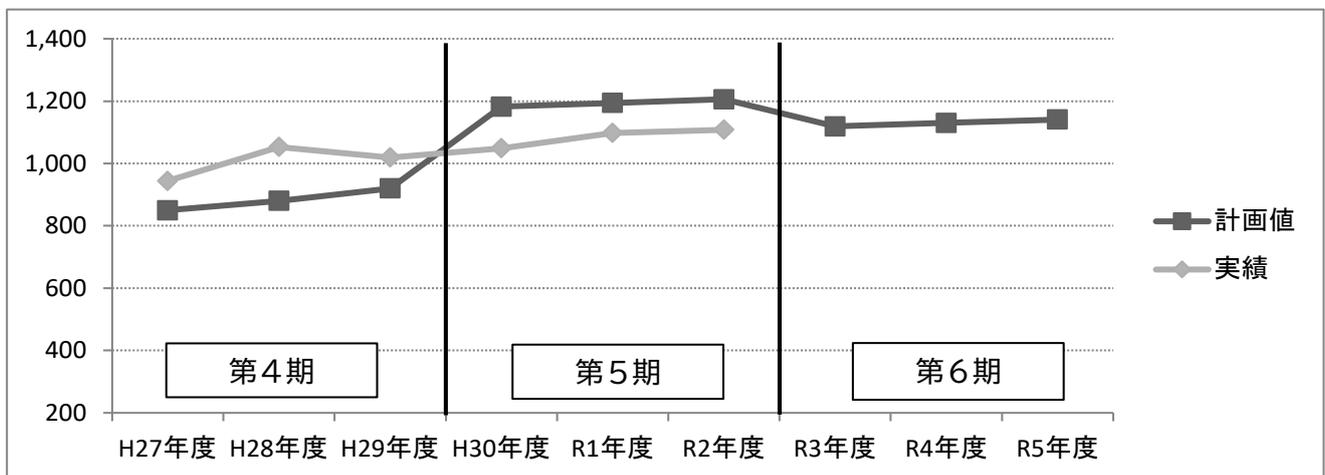
第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなり、やや増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

なお、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	850	880	920	1,183	1,194	1,206	1,119	1,130	1,141
実績	944	1,053	1,019	1,049	1,098	1,108			
対前年伸び率	114%	112%	97%	103%	105%				
年間利用者数	56	66	62	62	71	72	73	74	75



⑥ 就労継続支援 B 型

【事業内容】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者に対し、必要な訓練その他必要な支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

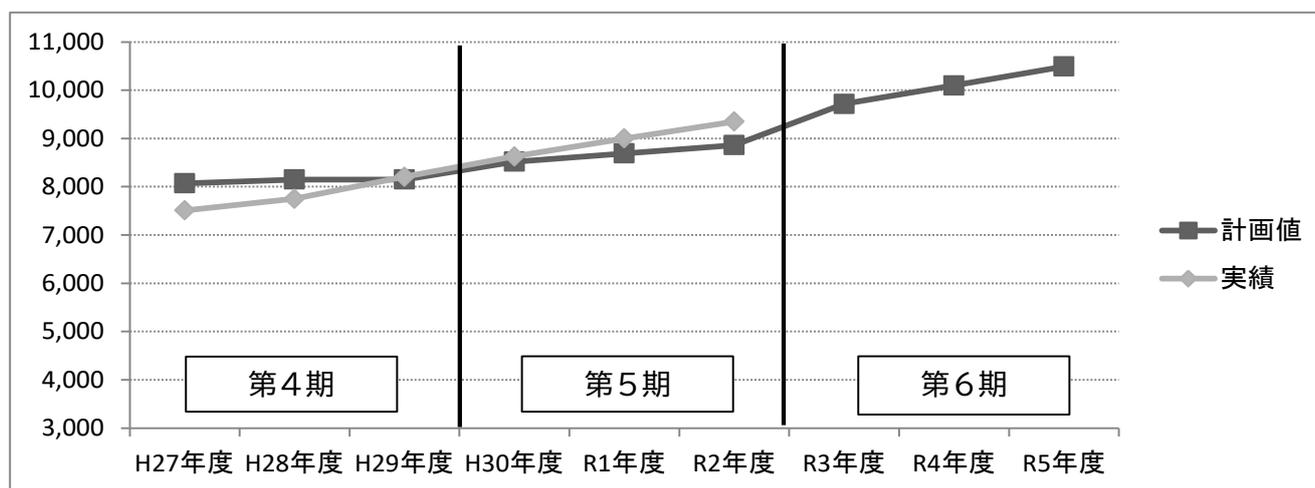
第5期中の実績は、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績から、利用増を見込みます。

なお、障がい者の経済的自立のため、工賃向上に向けた取組も支援するとともに、「出雲市障がい者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品やサービスの調達に際しては、当該施設からの優先的な購入等に努めます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	8,070	8,150	8,150	8,519	8,690	8,863	9,717	10,097	10,492
実績	7,509	7,752	8,206	8,627	8,999	9,351			
対前年伸び率	101%	103%	106%	105%	104%				
年間利用者数	533	548	579	612	639	669	700	732	766



⑦ 就労定着支援

【事業内容】

平成30年度(2018)から新設されたサービスで、就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労にともなう環境変化により生活面の課題が生じている者に対し、事業所、家族との連絡調整等の支援を一定期間(原則3年間)行います。

【達成状況及び計画目標】

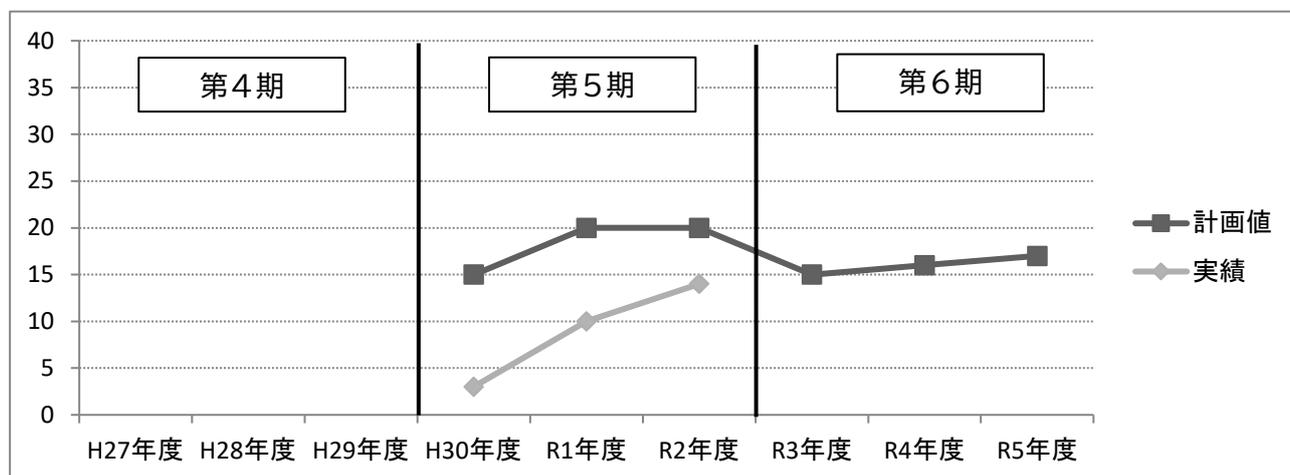
第5期中の実績は、計画値を下回っていますが、増加傾向にあります。

第6期においては、福祉就労から一般就労への移行を支援するためにも、利用増を見込みます。

市内5事業所がサービスを提供していますが、「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」や就労移行支援事業所との調整や連携が課題となっています。

単位:人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	15	20	20	18	36 (18)	55 (19)
実績	-	-	-	3	10	18			
年間利用者数 ()は新規利用者	-	-	-	8	15	18	18	36 (18)	55 (19)



⑧ 短期入所支援

【事業内容】

障がい支援区分が1以上の障がい者に対し、居宅で介護を行う者の疾病等の理由で障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする者につき、短期間の入所により入浴、排せつ及び食事等の必要な支援を行います。

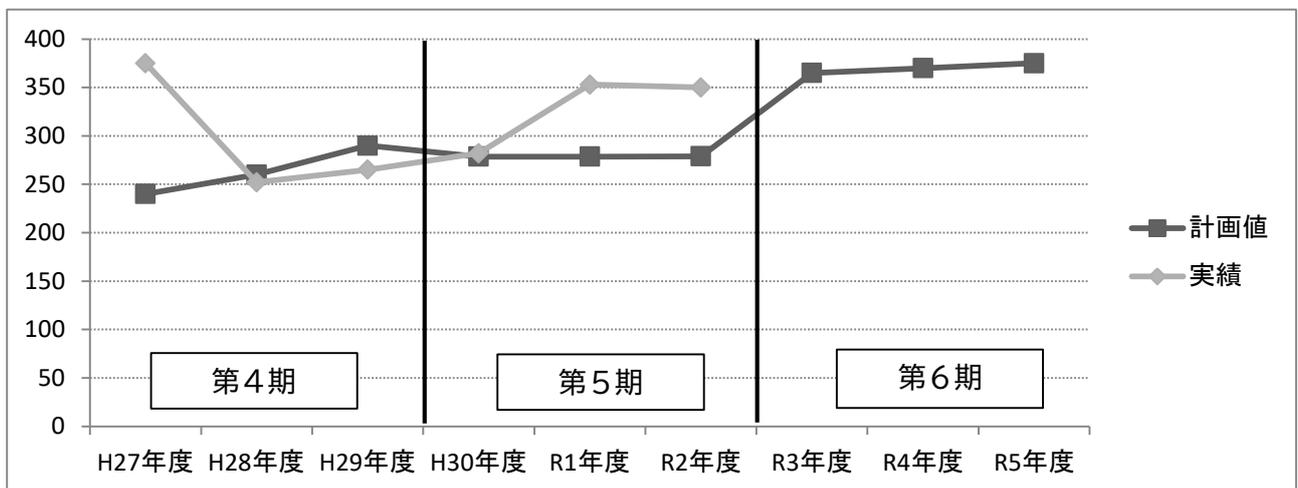
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、2事業所の増加があったことから、計画値を上回っています。

第6期においては、地域生活支援拠点の機能として、通常の在宅生活を送ることができなくなった場合の緊急短期入所の利用や、緊急時に備えて短期入所の体験利用を計画しているため、利用はゆるやかな増を見込みます。

単位：人日/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	240	260	290	279	279	279	365	370	375
実績	375	252	265	282	353	350			
対前年伸び率	102%	67%	105%	106%	125%				
年間利用者数	133	123	125	135	136	137	142	147	152



⑨ 療養介護

【事業内容】

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で主として昼間に病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話や療養介護のうち医療に係るものの提供を行います。

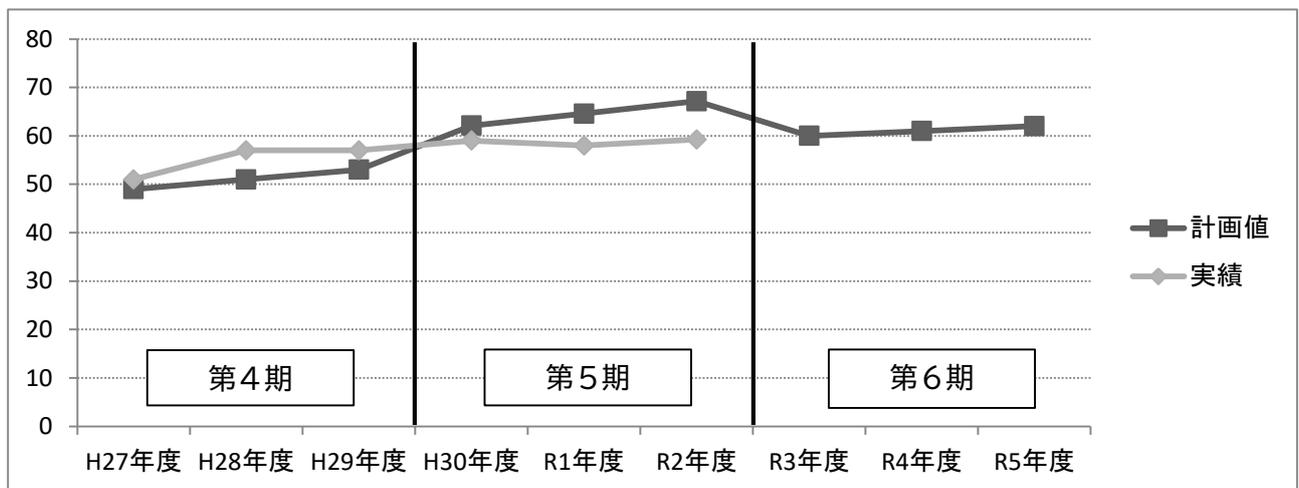
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	49	51	53	62	65	67	60	61	62
実績	51	57	57	59	58	59			
対前年伸び率	106%	112%	100%	104%	98%				
年間利用者数	56	58	57	59	61	62	63	64	65



(3) 居住系（共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助）

① 共同生活援助（グループホーム）

【事業内容】

共同生活を営む住居に入居している障がい者に対し、主として夜間において相談、入浴、排せつまたは食事の介護等必要な日常生活上の援助を行います。

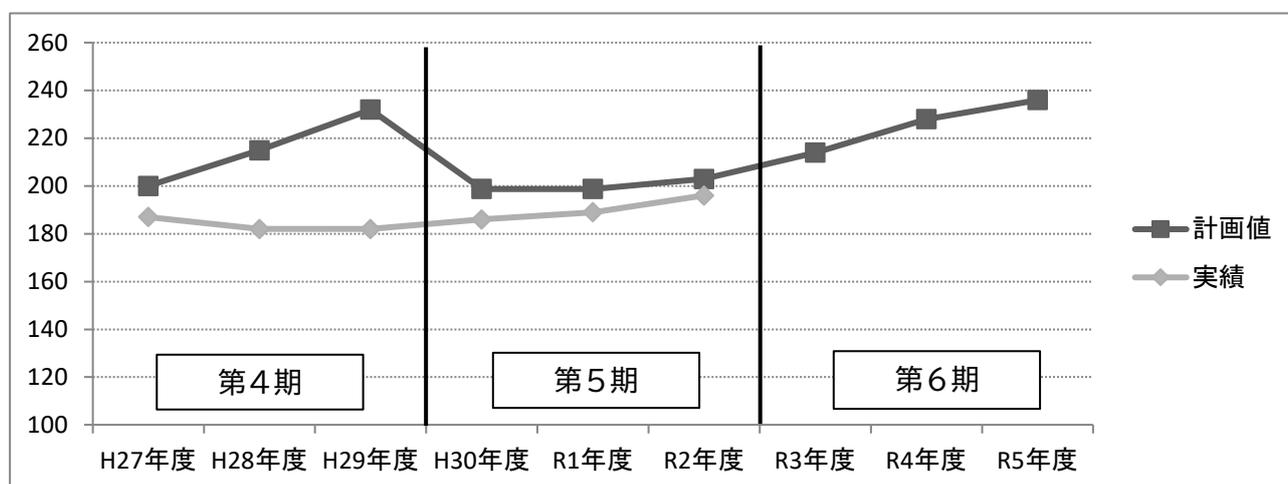
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっており、やや増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績に加えて、事業拡張も見込まれていることから、利用増を見込みます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	200	215	232	199	199	203	214	228	236
実績	187	182	182	186	189	196			
対前年伸び率	101%	97%	100%	102%	102%				
年間利用者数	198	202	196	196	199	208	228	243	251



② 施設入所支援

【事業内容】

生活介護を受けている者で障がい支援区分が4（50歳以上は障がい支援区分3）以上の施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談、助言等日常生活上の支援を行います。

【達成状況及び計画目標】

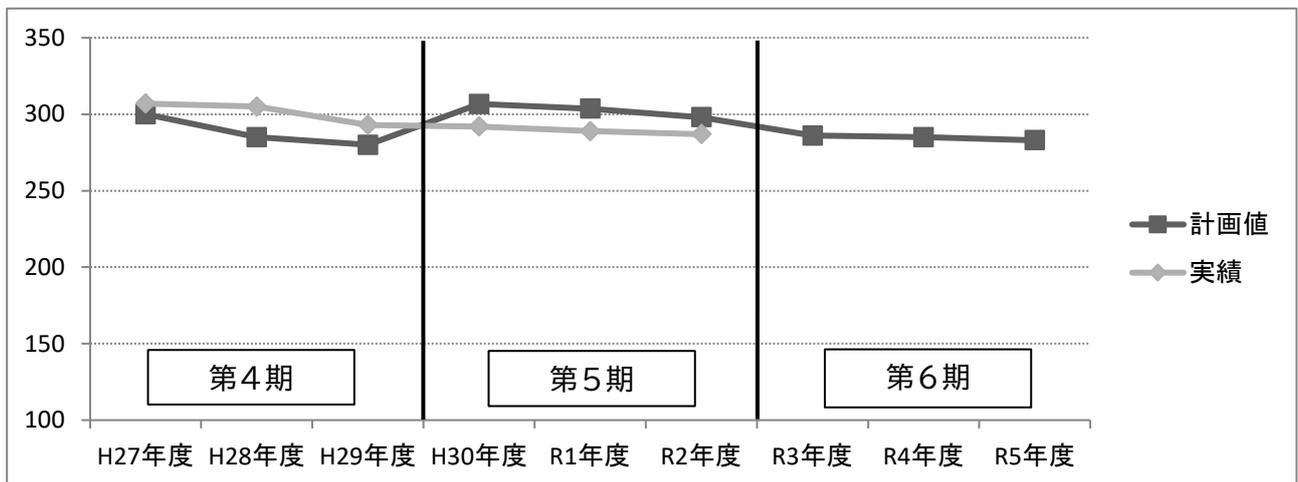
第5期中の実績は、新規の施設入所者が少なかったため、計画値を下回っています。

第6期においては、近年の実績から、ゆるやかな利用減を見込みます。

また、一人暮らしを希望する障がい者については、地域生活支援拠点の機能として「体験の機会・場」の提供により、施設からの退所（地域移行）を推進し、自立生活援助との併用により退所後の生活支援に努めます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	300	285	280	307	304	298	286	285	283
実績	307	305	293	292	289	287			
対前年伸び率	99%	99%	96%	100%	99%				
年間利用者数	324	317	302	303	300	298	297	296	295



③ 自立生活援助

【事業内容】

平成30年度(2018)から新設されたサービスで、障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題を確認し必要な助言や医療機関等との連絡調整や利用者からの相談、要請に随時対応します。

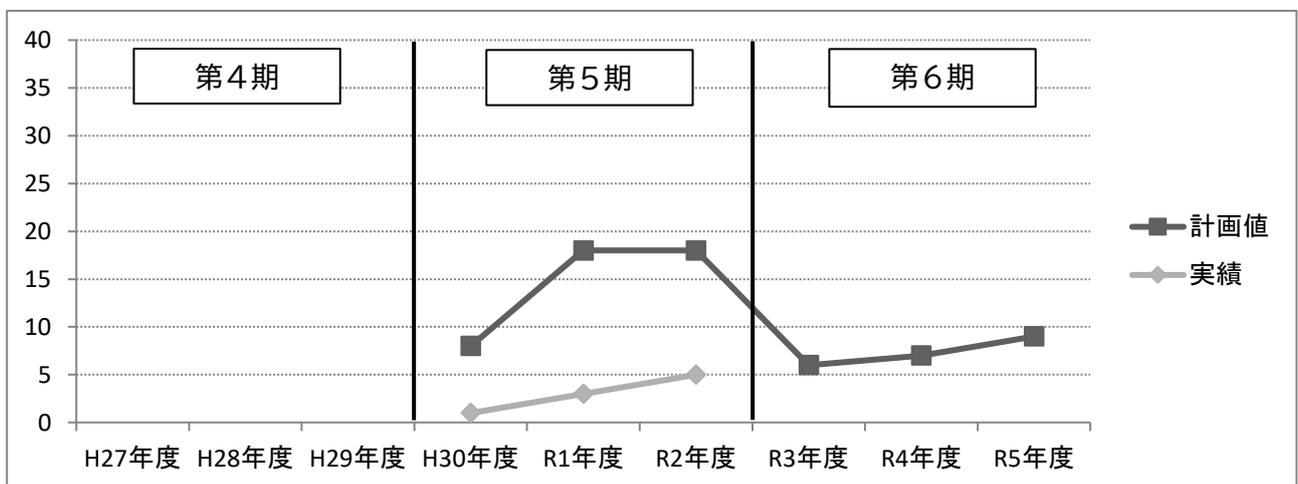
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、平成30年度(2018)新設サービスのため、計画値を下回っていますが、やや増加傾向にあります。

第6期においては、実績及び施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者や一人暮らしを希望する障がい者の支援拡充を図り、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	8	18	18	6	7	9
実績	-	-	-	1	3	5			
年間利用者数	-	-	-	3	3	5	6	7	9



(4) 相談支援

① 計画相談支援

【事業内容】

障がい福祉サービスが適切に利用できるよう、障がい者の状況を勘案し、サービス等利用計画の作成や利用に関する相談、連絡調整を行います。

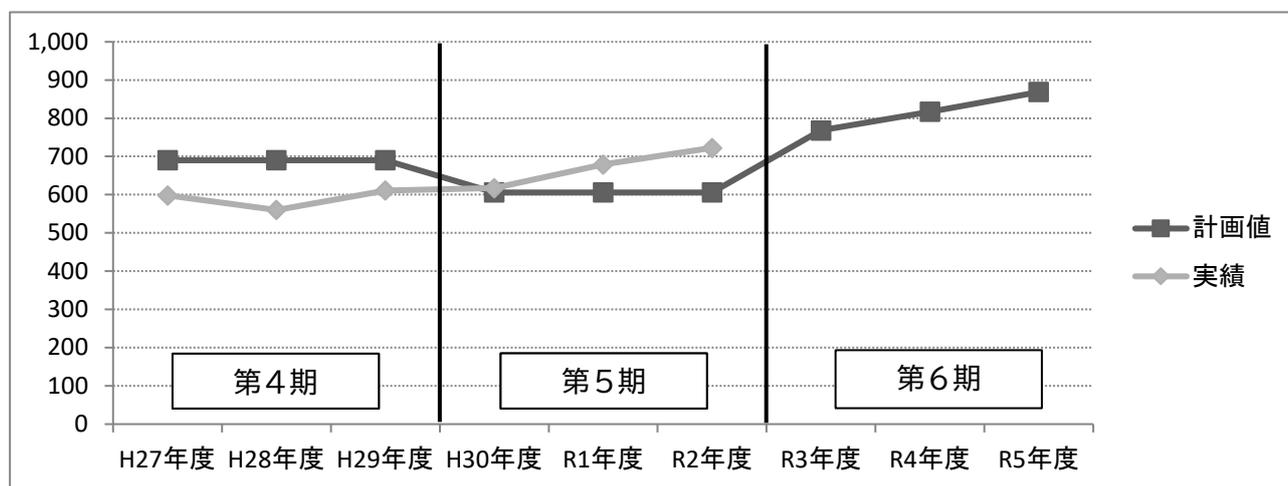
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、平成30年度(2018)の報酬改定によりサービスが拡充されたことから、計画値を上回っており、増加傾向にあります。

第6期においては、近年の実績及び地域生活支援拠点の機能として、緊急時の緊急短期入所の利用調整を行うため、利用増を見込みます。

単位:人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	690	690	690	606	606	606	768	817	869
実績	598	560	611	617	679	722			
対前年伸び率	120%	94%	109%	101%	110%				
年間利用者数	1,388	1,401	1,466	1,487	1,432	1,443	1,454	1,465	1,476



② 地域移行支援

【事業内容】

障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者で、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保等必要な支援を行います。利用期間は、原則6か月間です。

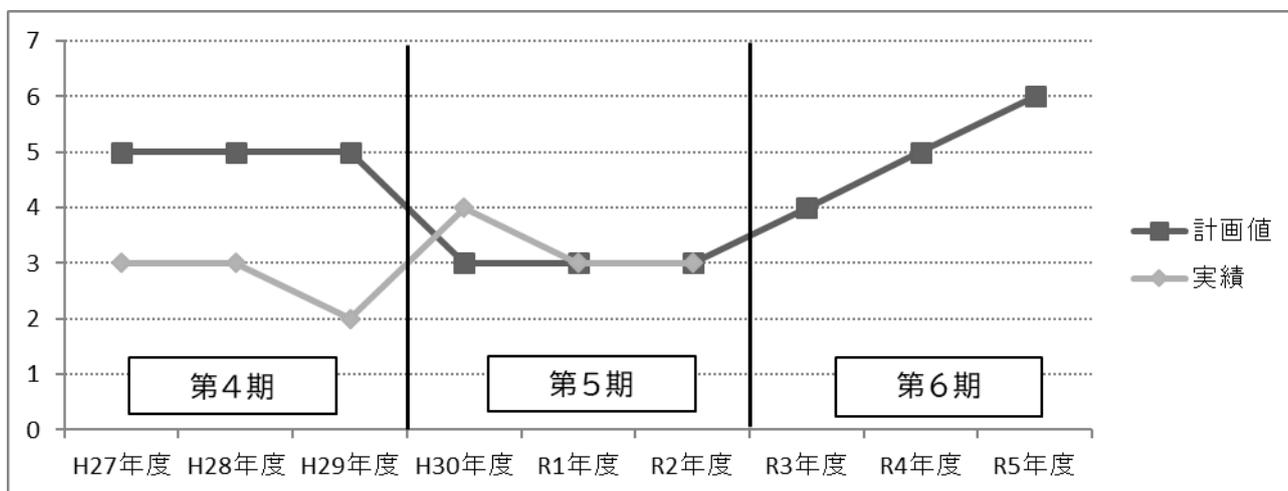
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第6期においては、地域生活支援拠点の整備による「体験の機会・場」の拡充を図り、障がい者の地域移行に向けた支援を強化するため、ゆるやかな増を見込みます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	5	5	5	3	3	3	4	5	6
実績	3	3	2	4	3	3			
年間利用者数	9	10	11	8	10	10	10	11	12



③ 地域定着支援

【事業内容】

居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

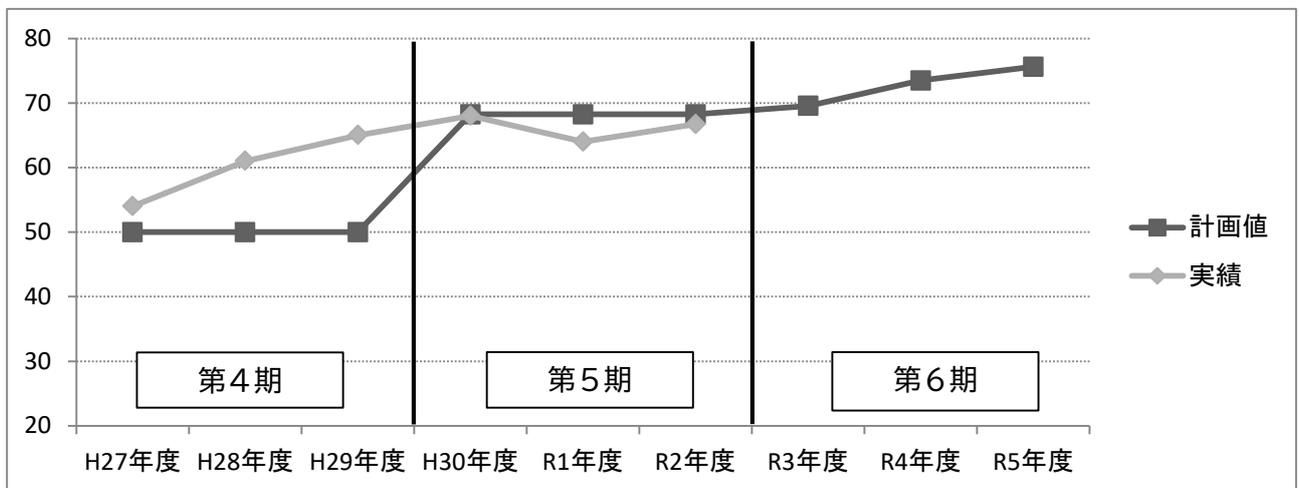
【達成状況及び計画目標】

第5期中の実績は、ほぼ計画値どおりとなっています。

第6期においては、施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者の支援の拡充、近年の実績から、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位：人/月

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	50	50	50	68	68	68	70	73	76
実績	54	61	65	68	64	67			
対前年伸び率	104%	113%	107%	105%	94%				
年間利用者数	65	66	74	88	71	73	75	77	79



2. 地域生活支援事業の達成状況と目標

(1) 理解促進研修・啓発事業

【事業内容】

理解促進研修・啓発事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、地域住民に対して障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

なお、平成28年(2016)4月に、「障害者差別解消法」が施行され、公的機関及び民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止と障がい者から申出があった場合の合理的配慮の提供義務が規定されました。

【達成状況及び目標】

本市においては、平成28年(2016)に「障害者差別解消法」に基づく「出雲市職員対応要領」を策定し、職員の責務を定めたほか、障がい者の差別解消に関する市民の理解促進と啓発を図るため、出前講座、講演会、街頭啓発等の活動を実施しています。また障がい者差別解消の啓発活動にあわせて「あいサポート運動」に関する啓発を行い、障がい種別ごとの様々な特性に対する理解の促進と、障がい特性に応じた援助や配慮の実践の必要性についての啓発を行いました。

さらに、平成29年(2017)に制定した「手話普及推進条例」に基づき、手話について市民の理解を深めるため、出前講座や児童生徒を対象とした手話講座などの取組を進めています。

第6期においても、障がい者への理解促進、障がい者差別の解消に向け、取組を続けます。

(2) 自発的活動支援事業

【事業内容】

自発的活動支援事業は、平成25年度(2013)から地域生活支援事業の市町村事業に追加され、障がい者やその家族が自発的に行う交流活動等に対して支援を行っています。

【達成状況及び目標】

第5期中の利用団体は1団体で、障がい者の家族会連絡組織が実施する講演会、交流会に対する支援を行いました。

第6期においても障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、引き続き支援を行うとともに、未利用の団体への周知を図るなど、本事業の周知啓発を図ります。

単位：人/年(年間利用者数)・団体/年(実績)

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	1	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	1	1	1	1	1	1			
年間利用者数	27	24	25	46	30	31	50	50	50

(3) 相談支援事業

【事業内容】

相談支援事業は、障がい者が障がい福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者の福祉に関する各般の課題に基づき、障がい者やその保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行っています。このうち、市内9事業所においては、障がい者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者の権利擁護のために必要な支援を市が委託して行っています。この9事業所には、賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障がい者に対する住宅入居支援事業についても委託しています。

また、障がい者やその保護者または介護者からの相談支援の中核的役割を担う機関として、特に専門的な知識を要する困難ケース等への対応や地域の相談支援事業所への助言、相談等を行い、相談支援の機能強化を図ることが期待できる2事業所に対し、相談支援機能強化業務を委託しています。

【達成状況及び目標】

相談は、平成29年度(2017)は、52,200件、平成30年度(2018)は、52,287件、令和元年度(2019)は、49,586件でした。主な相談内容は「障がい福祉サービスの利用等に関するもの」が最も多く、次いで「健康医療に関するもの」「不安の解消・情緒安定に関するもの」となっています。

第6期においても、引き続き市内の9事業所に相談支援を委託し、相談者に対し必要な情報の提供及び助言を行っています。相談からスムーズに障がい福祉サービス等の利用に繋がるよう努めていきます。

単位：箇所/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	9	9	9	9	9	9
実績	9	9	9	9	9	9			

(4) 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

知的障がいや精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない場合、医療や福祉サービスを利用するための手続きや契約を結んだり、預貯金や不動産などの財産管理をしたりすることが難しい場合があります。また、悪質商法や詐欺などの被害にあう恐れもあります。このような場合において、障がい者が不利益を受けないように保護し、支援するのが成年後見制度です。

本市では、制度が始まった平成12年(2000)当初から制度の利用促進に積極的に取り組み、「出雲成年後見センター」と市社会福祉協議会(いずも権利擁護センター)と連携し、成年後見制度の利用促進に努めています。また、平成29年(2017)3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度利用者がその人らしく、安心して地域生活を送ることができるよう、制度の運用や地域連携ネットワークづくりに一層努めます。

① 成年後見制度利用支援事業

【事業内容】

成年後見制度の利用が望ましい者で、親族がいない場合や親族からの成年後見申立て手続きが期待できない場合は、本人保護のため、市長による申立てを行います。この場合、本人の所得に応じて、申立て費用は市が負担します。また、家庭裁判所が成年後見人、保佐人、補助人(以下「成年後見人等」という。)を選任した後に、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な場合は市が助成し、本人の財産や生活を守ることができるよう支援しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、報酬助成については計画値を上回っています。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

また、成年後見人等が適切な活動を行うことで、本人の生活を守ることができるよう、成年後見センター、市社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所、入所施設等とのネットワークづくりを進め、さらに連携を強化していきます。

単位:件/年

市長申立て	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	2	2	2	3	3	3	3	3	3
実績	2	3	1	4	3	4			

報酬助成	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	4	4	4	4	4	4	8	8	8
実績	3	3	7	9	8	10			

② 成年後見制度法人後見支援事業

【事業内容、達成状況及び目標】

権利擁護支援の必要なケースが多様化する中、個人の後見人等では対応が困難な場合があることから、個人後見の他に社会福祉法人、社団法人、NPO などの法人が成年後見人等となり、判断能力が十分でない方を支援する「法人後見」があります。本市では、市社会福祉協議会が法人後見を実施しています。

法人後見には、被後見人が比較的若年である場合などに長期的（継続的）に後見業務が行えることや、複数の分野の担当者で対応することにより専門的支援を行うことができるというメリットがあります。組織として被後見人に寄り添うことができるよう、引き続き法人後見の取組を支援し、普及と啓発に努めます。

③ 市民後見推進事業

【事業内容、達成状況及び目標】

成年後見制度が始まった当初は、本人の親族が成年後見人等になることがほとんどでしたが、全国においては、平成24年（2012）に親族以外の第三者が後見人（第三者後見人）に選任される件数が全体の半数を超え、令和元年（2019）には第三者後見人が全体の約78%となっています。

本市においても、第三者後見人の必要性がさらに増えることが予想される中、「市民後見人」の養成を行い、平成30年（2018）に、2名の市民後見人が誕生しました。

第6期においても、関係機関の協力のもと市民後見人バンク登録者の活動を支援するとともに、市民後見人の次期養成についても検討します。

(5) 意思疎通支援事業

【事業内容】

ろう者、難聴者、中途失聴者など聴覚障がい者の社会参加促進を図ることを目的として、手話通訳者及び要約筆記者等の派遣事業を行うとともに、意思疎通支援者の養成を目的として、手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を隔年で実施しています。

（※手話普及推進条例やその他の事業については、77ページに記載）

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、手話通訳等登録者数は計画値を上回り、派遣事業実利用者数及び手話奉仕員新規登録者数は、計画値を下回っています。

第6期においては、手話通訳等登録者数について、新規登録者が見込まれることから、増加を見込みます。派遣事業実利用者数については、近年利用者が固定化している傾向にあるため、横ばいになると見込みます。

また、手話普及推進条例に基づき、県とともに手話通訳者や要約筆記者等の人材確保に努めていきます。

単位：人/年

手話通訳等 登録者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4
計画値	140	140	140	150	150	150	177	178	195
実績	137	136	149	148	161	161			
対前年伸び率	98%	99%	110%	99%	111%				

派遣事業 実利用者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4
計画値	45	45	45	50	50	50	45	45	45
実績	41	42	42	44	41	41			
対前年伸び率	98%	102%	100%	105%	93%				

手話奉仕員 新規登録者数	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4
計画値	15	-	15	-	20	-	16	-	17
実績	9	-	12	-	16	-			
対前年伸び率	60%	-	133%	-	133%				

(6) 日常生活用具給付事業

【事業内容】

日常生活を営むことに支障がある障がい者に対し、日常生活用具及び住宅改修費を給付します。

【達成状況及び目標】

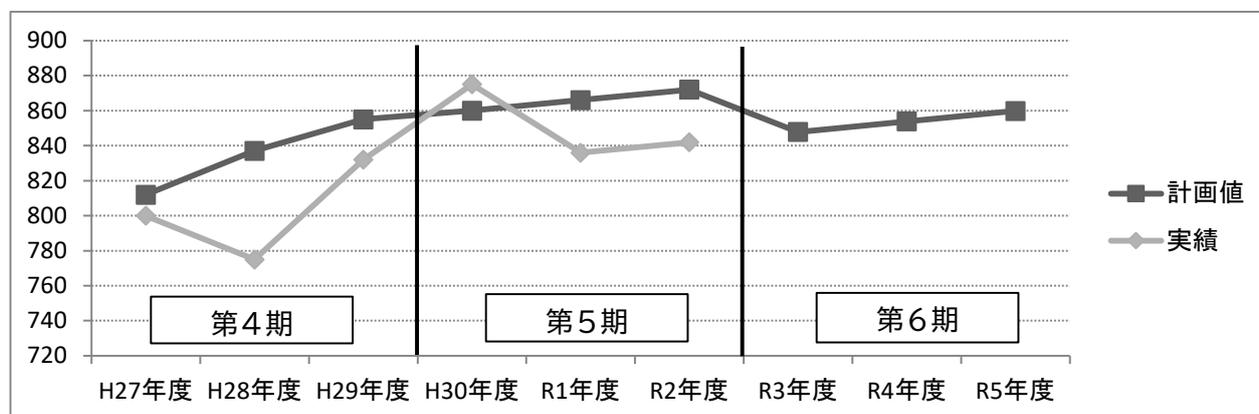
第5期中の実績はおおむね計画値どおりとなっています。給付件数の約8割が排泄管理支援用具(ストーマ装具等)で、身体障がい者手帳(ぼうこう・直腸)の新規所持者への給付があり、微増傾向です。

また、給付種目については、要望を把握し、平成30年度(2018)は人工内耳用バッテリーユニット、令和元年度(2019)はタブレットを追加しました。

第6期においては、近年の実績により、ゆるやかな利用増を見込みます。給付にあたっては、用具の要望等を的確に把握し、給付品目等の見直しを随時検討していきます。

単位:件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	812	837	855	860	866	872	848	854	860
実績	800	775	832	875	836	842			
対前年伸び率	99%	97%	107%	105%	96%				



(7) 移動支援事業

【事業内容】

屋外での移動が困難な障がい者に対して、通勤・通学、障がい福祉サービスの利用に係る送迎や余暇活動等社会参加に係る外出の支援を行っています。本市では、地域生活支援事業開始の平成18年(2006)10月から通勤・通学での利用を積極的に推進してきました。

さらに、平成29年(2017)7月からは幼児の円滑な通学支援のため特別支援学校幼稚部の通学も対象としました。また、障がい者一人に対する個別移動支援のほか、複数の障がい者に対する集団移動支援も実施しています。

【達成状況及び目標】

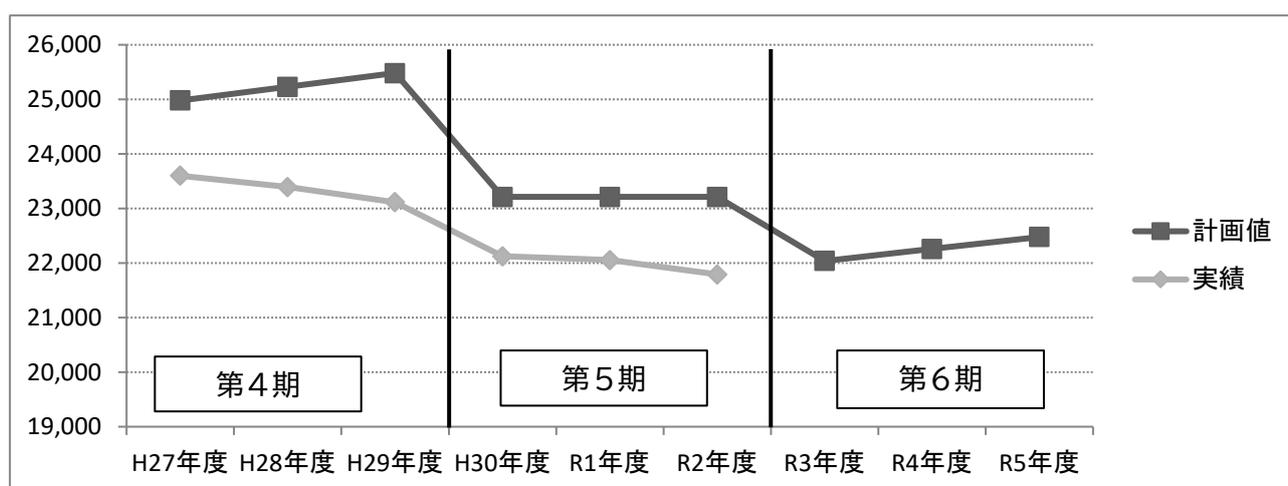
第5期中の実績は、利用件数が減少したことにより計画値を下回りました。

利用者の内訳をみると全体の30%弱が児童となっており、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート結果からサービス提供事業所の新規参入はありませんでしたが、引き続き利用意向はあることから、ゆるやかな利用増を見込みます。

単位:時間/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	24,982	25,231	25,483	23,214	23,214	23,214	22,040	22,260	22,480
実績	23,603	23,393	23,117	22,124	22,054	21,792			
対前年伸び率	100%	99%	99%	96%	100%				
年間利用者数	422	423	425	401	402	397	400	404	408



(8) 地域活動支援センター

【事業内容】

障がい者の通所を通して、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として事業を実施しています。

① 障がい者生活介護型

利用対象者は、施設入所者のうち障がい支援区分3(50歳以上は障がい支援区分2)、施設入所者以外では障がい支援区分2(50歳以上は障がい支援区分1)以下と認定された身体障がい者、知的障がい者、難病患者等で、機能訓練や社会適応訓練等が必要と認められる者に対し実施する事業です。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、毎年度4名の利用があり、ほぼ計画値どおりとなりました。

第6期においては、近年の実績から、横ばいになると見込みます。

単位:人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	8	8	8	5	5	5	4	4	4
実績	8	4	4	4	4	4			

② 精神障がい者通所型

利用対象者は、機能訓練、社会適応訓練等が必要と認められる精神障がい者です。通所者に対し、日常生活訓練や家事訓練等の訓練、会話、生活マナー等の社会適応訓練、創作的活動及び生産活動、食事の提供を行います。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありました。

第6期においては、活動場所に変更はないことから、利用は横ばいになると見込みます。

単位:人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	210	210	210	237	237	237
実績	212	210	186	174	231	237			

③ 障がい者共同作業所移行型

利用対象者は、社会的自立のための活動の場の提供が必要と認められる身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等です。利用対象者に対し創作的活動または生産的活動の機会を提供し、社会的自立を図ることを目的としており、目的に合致する市内の事業所に補助金を交付しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画値を下回っています。

第6期においては、直近の利用傾向が続くと考えられるため、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	18	18	18	12	12	12
実績	18	18	14	14	12	12			

(9) 訪問入浴事業

【事業内容】

身体障がい者及び難病患者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的に、居宅において入浴サービスを実施しています。

【達成状況及び目標】

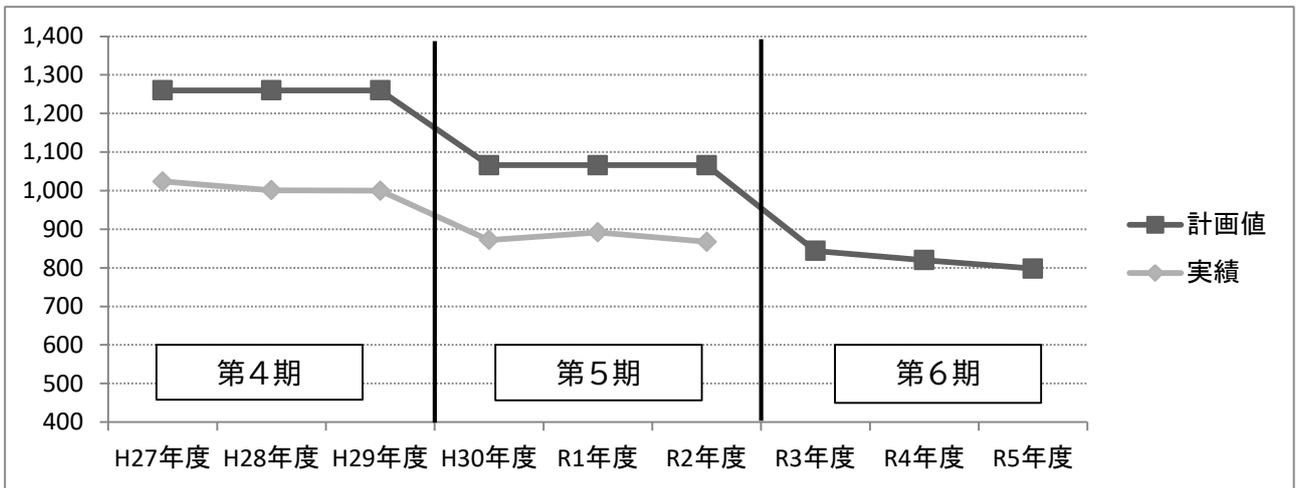
第5期計画中的実績は、利用者数は横ばいでしたが、体調等により利用回数は少なかったため、計画値を下回っています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から今後利用希望があるものの、事業拡縮する事業所がないため、横ばいを見込みます。

事業の実施にあたっては、専門職である看護師等の専門職の確保といったサービス提供事業所の体制整備が課題です。

単位：回/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	1,260	1,260	1,260	1,066	1,066	1,066	867	867	867
実績	1,024	1,001	1,000	872	892	867			
対前年伸び率	100%	98%	100%	87%	102%				
年間利用者数	16	16	15	14	15	15	15	15	15



(10) 日中一時支援事業

【事業内容】

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者に対し、日中における活動の場を確保し、家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とした事業です。

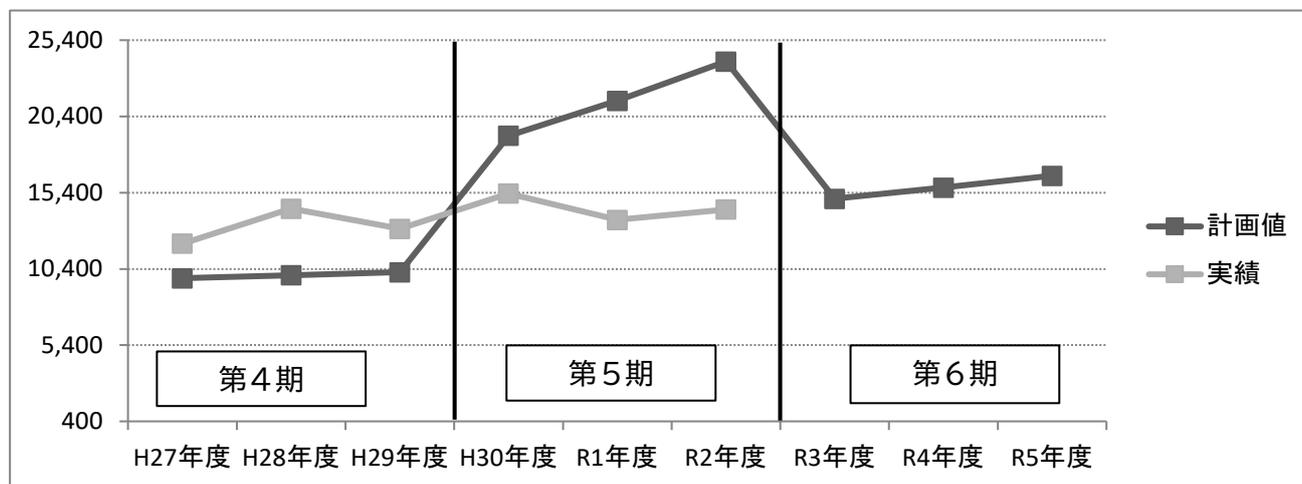
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、計画では増加すると見込んでいたものの、計画値を下回りました。利用者の内訳をみると、主な利用者の70%強が18歳未満の児童であり、近年この傾向が続いています。

第6期においては、障がい者やサービス事業者等へのアンケート調査から今後の利用意向が多いため、近年の実績からゆるやかな利用増を見込みます。

単位：時間/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	9,792	9,987	10,186	19,130	21,426	23,997	14,997	15,735	16,510
実績	12,056	14,353	13,033	15,348	13,623	14,294			
対前年伸び率	112%	119%	91%	118%	89%				
年間利用者数	225	241	247	253	266	277	289	301	314



(11) 重度訪問介護利用者大学修学支援事業

【事業内容】

令和元年度(2019)から新設したサービスで、重度障がい者が修学するために、必要な支援体制を、大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等のサービスを提供します。

【達成状況及び目標】

利用者や対象期間が限定される事業のため、目標値は定めませんが、サービスを必要としている方への制度周知を行い、適切な利用を促していきます。

(12) 職親委託事業

【事業内容】

知的障がい者の一般就労を後押しするため、事業経営者等のもとで一定期間住み込みにより働き、生活指導及び技術習得訓練等を行います。

【達成状況及び目標】

就労に関する様々なサービスが整備されてきたこともあり、第5期においては1事業者のもとで利用がありました。第6期においても一般就労に向け引き続き支援に取り組めます。

(13) 身体障がい者自動車改造費助成事業

【事業内容】

身体障がい者が自動車の運転または乗降のために自動車を改造する費用を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、平均で年間9件の利用がありました。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	11	12	13
実績	13	13	8	11	9	9			
対前年伸び率	110%	105%	39%	254%	67%				

(14) 身体障がい者自動車運転免許取得費補助事業

【事業内容】

身体障がい者が運転免許を取得するための経費を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期においては、年度により利用のない年もありますが、数件の助成を行っています。

第6期においては、就労などの社会参加を促進していくため、令和2年度(2020)を上回る実績となるよう、事業の積極的な周知に努めます。

単位:件/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	4	4	5
実績	2	0	0	0	4	3			
対前年伸び率	67%	0%	0%	0%	400%				

3. 出雲市独自のサービスの達成状況と目標

(1) 手話普及推進条例

本市は、平成29年(2017)9月に県内で初めての条例である「出雲市手話の普及の推進に関する条例」(手話普及推進条例)を施行しました。この条例は、手話は言語であることや手話による意思疎通が円滑に図られる必要があることなど、手話への市民の理解を深め、手話の普及を推進することを目的としています。

本市では、手話普及推進条例に基づき手話に関する施策を実施し、手話による支援の輪の拡大を図るとともに、ろう者とろう者以外の者が互いを認め尊重し合い共生する地域社会実現をめざします。

<手話普及推進条例に基づき実施する施策>

- (1) 手話に触れる機会の拡大
- (2) 手話を学ぶ機会の確保
- (3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大
- (4) 手話による意思疎通支援の充実
- (5) 手話通訳者等の育成及び確保
- (6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援

【実施事業】

取組内容		対象者・場所
(1) 手話に触れる機会の拡大を図る施策		
①	「出前講座」の実施	学校、地域・事業所等 地域・事業所等
(2) 手話を学ぶ機会の確保を図る施策		
①	「手話ミニ講座」の実施	市民 市民(レベルアップコース) 親子(小学6年以下)
②	医療従事者のための手話入門講座	医療関係者
(3) 手話による情報発信及び情報取得の機会の拡大を図る施策		
①	市政のひろば(ICV制作)等に手話映像追加	市民
②	広報いずも 手話枠掲載	市民
③	広報掲載の手話をユーチューブ動画配信	市民
④	各種イベント等での手話通訳者配置	市民
⑤	手話テキスト作成	市民
(4) 手話による意思疎通支援の充実を図る施策		
①	設置手話通訳者の充実	聴覚障がい者等
②	緊急携帯電話	聴覚障がい者等
③	遠隔手話通訳サービス	聴覚障がい者等
(5) 手話通訳者等の育成及び確保を図る施策		
①	手話通訳者養成講習会を目指す学習会 (手話奉仕員から手話通訳者を目指す人のためのレベルアップ講座)	手話奉仕員
②	要約筆記啓発講座	市民
③	手話奉仕員養成講座(2年間)(厚生労働省養成カリキュラムによる)	市民
④	手話奉仕員フォローアップ研修	手話奉仕員
⑤	要約筆記奉仕員フォローアップ研修	要約筆記奉仕員
(6) その他聴覚障がい者の特性に応じた意思疎通支援		
①	FAX119	聴覚障がい者等
②	NET119緊急通報システム	聴覚障がい者等

(2) 障がい者福祉タクシー

【事業内容】

在宅の障がい者の方の社会参加促進を図るため、市民税が非課税の対象者へタクシー券を交付しています。1枚の利用券につき500円の助成とし、1年ごとに以下の枚数を交付しています。

交付区分	枚数	対象者(次のいずれかに該当)
一般用	36枚 ※視覚障がいの方は72枚	・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳A、B ・精神障がい者保健福祉手帳1、2級
車いす用	72枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度3の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方
ストレッチャー用	144枚	・身体障がい者手帳(肢体不自由)1、2級 ・要介護度4、5の方 ・手帳・要介護の条件に該当せず「医師の意見書」を提出された方

【達成状況及び目標】

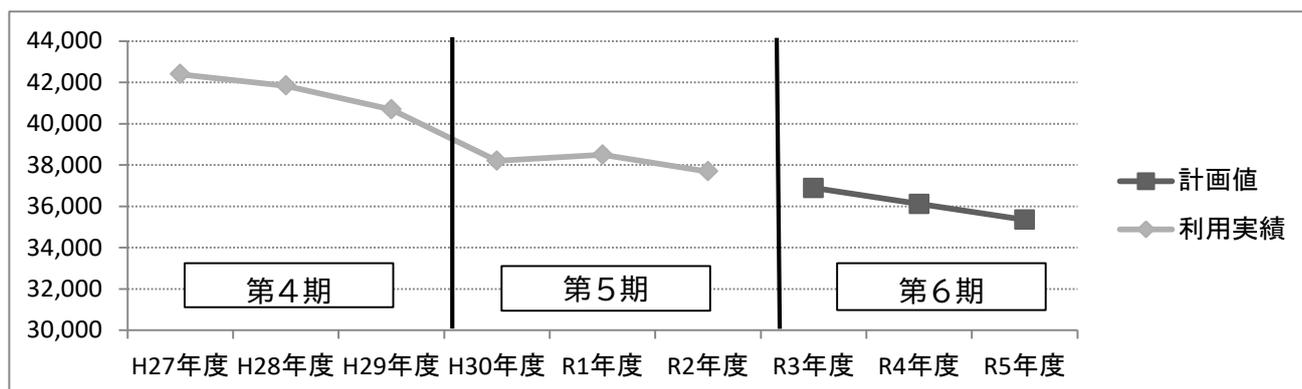
第5期中の実績は、一般用は減少傾向、車いす用はやや減少傾向、ストレッチャー用は年度によってばらつきがあるもののやや増加傾向にあります。

なお、令和元年度(2019)に本市で実施した障がい者やサービス事業者等へのアンケートの結果から、利便性の向上を目的に、令和2年度(2020)から車いす用のタクシー券で一般のタクシーも利用できるよう制度を変更しました。

第6期においては、近年の実績から、一般用は利用減、車いす用はゆるやかな利用減、ストレッチャー用はゆるやかな利用増を見込みます。

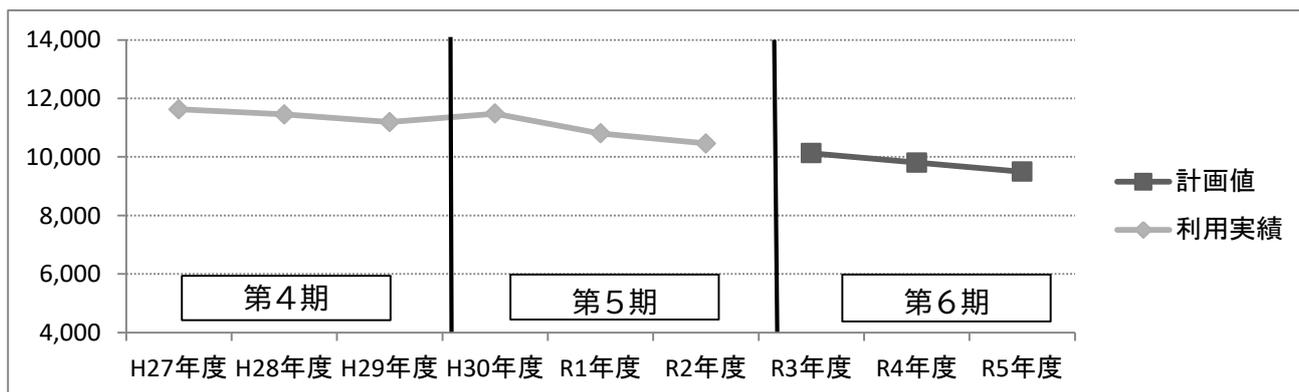
単位:枚/年

一般用	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	36,889	36,111	35,350
利用実績	42,388	41,831	40,688	38,195	38,494	37,683			
対前年伸び率	99%	99%	97%	94%	101%				
年間利用者数	1,625	1,605	1,586	1,583	1,592	1,584	1,576	1,568	1,560



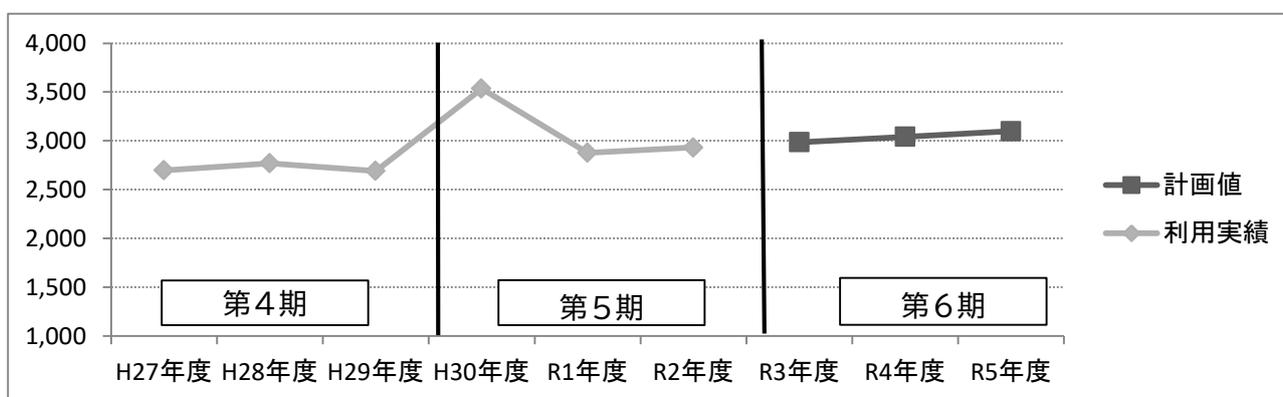
単位:枚/年

車いす用	第4期計画			第5期計画			第6期計画			
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	-	10,128	9,807	9,495
利用実績	11,628	11,453	11,188	11,477	10,803	10,460				
対前年伸び率	92%	99%	98%	103%	94%					
年間利用者数	291	275	264	269	254	246	238	230	222	



単位:枚/年

ストレッチャー用	第4期計画			第5期計画			第6期計画			
	年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	-	2,986	3,042	3,098
利用実績	2,697	2,770	2,691	3,535	2,878	2,932				
対前年伸び率	103%	103%	97%	131%	81%					
年間利用者数	41	38	43	40	38	37	36	35	34	



(3) 腎臓機能障がい者通院費助成事業

【事業内容】

自宅から片道5km以上の医療機関に通院して人工透析を受けている方に対し、通院に要する交通費の一部を助成しています。

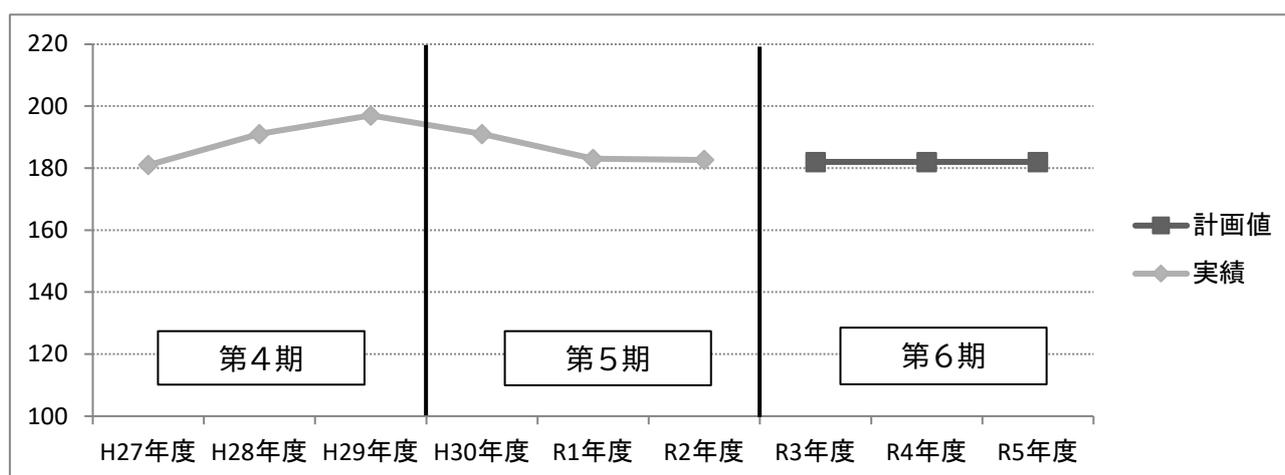
【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、年度によってばらつきがありますが、おおむね横ばいで推移しています。

第6期においても、利用は横ばいになると見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	183	183	183
実績	181	191	197	191	183	183			
対前年伸び率	100%	91%	110%	110%	90%				



(4) 自立支援医療費助成事業

【事業内容】

自立支援医療給付を受けている方が自己負担する医療費の一部を助成しています。更生医療と育成医療については市の定める自己負担額を超えた部分、精神通院医療については自己負担額の半額を助成しています。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績は、主に精神通院医療受給者の助成対象者が増えたことにより、増加傾向にあります。

第6期においても、更生医療受給者、育成医療受給者とともに増加傾向は続く見込まれるため、実績の増加を見込みます。

単位：人/年

計画	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2 (見込)	R3	R4	R5
計画値	-	-	-	-	-	-	5,175	5,409	5,645
実績	3,974	4,274	4,294	4,615	4,736	4,950			
対前年伸び率	100%	108%	100%	107%	103%				

(5) 障がい者福祉施設整備費補助

【事業内容】

障がい者福祉施設整備の促進を図り、障がい者の自立支援に寄与するため、社会福祉法人等が障がい者及び障がい児福祉施設の施設整備または設備整備を行う場合に、その経費の一部を補助しています。

補助対象事業は、国または県の補助対象となった施設（設備）整備事業であり、国及び県からの補助金を除く自己負担額の一部を助成します。

【達成状況及び目標】

第5期中の実績のうち、平成30年度（2018）は補助対象事業がないため0件でしたが、令和元年度（2019）は4件（令和2年度（2020）への繰越分1件を含む）でした。令和2年度（2020）は2件の見込です。

第6期については、事業者の意向確認が困難なことから目標値を定めませんが、県と連携して事業を行います。